

本工事は複数年度にまたがる債務負担行為に係る契約です。

なお、本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

債務負担行為に係る契約の特則

各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、予定価格をもとに例示すると次のとおりです。

支払限度額	令和 6 年度	（契約金額の約 40%相当額） 円
	令和 7 年度	（契約金額の約 60%相当額） 円

出来高予定額	令和 6 年度	（契約金額の約 40%相当額） 円
	令和 7 年度	（契約金額の約 60%相当額） 円

※上記は例示ですので、実際の契約締結においては、支払限度額と出来高予定額は入札結果（落札価格）に対応した金額となります。

※発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額と出来高予定額を変更することができることとする。

前払金について

前払金は請負代金の 10 分の 4（1 万円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てる。）の金額を令和 6 年度に支払うこととします。契約締結後速やかに、支払い上限額まで前払金を請求してください。

配置予定技術者について

複数の案件で入札日が重複する場合、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出してください。なお、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではありません。